

国 民 年 金
厚生年金保険 老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰上げ請求書

※裏面の「注意事項」および「記入上の注意」をよく読んでから
記入してください。

※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

課所符号				進達番号			

① 個人番号(または 基礎年金番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0																				
② 氏名	(フリガナ) サエキ (氏) 佐伯						ケンイチ (名) 健一																							
③ 生年月日	昭和 39 年 4 月 15 日																													
④ 住所	郵便番号 (フリガナ) チバシチュウオウクシンチバ2チョウメ1234 2 6 0 - 0 0 3 1 千葉県中央区新千葉二丁目1234																													
繰上げの請求を行うことによる制約等を理解のうえ、																														
ア. 老齢基礎年金の全部を繰上げ請求します。																														
イ. 老齢厚生年金の繰上げおよび老齢基礎年金の全部を繰上げ請求します。																														
ウ. 老齢厚生年金の繰上げおよび老齢基礎年金の一部を繰上げ請求します。																														
上記「ウ」による請求を行う 場合は、右の1～3のいずれ かに○をしてください。			1 厚生年金保険法等に定める障害の状態にあることによる請求																											
			2 長期加入の特例による請求																											
			3 坑内員・船員の特例による請求																											

令和 8 年 8 月 20 日 提出
電話番号(043) - (654) - (1234)

※ 基礎厚生 年金決定 65	改定年月日					事由 02 ・ 12	※ 定額部分 開始年齢 月数	歳	月
		年		月	日			歳	月
								歳	月
								歳	月



注意事項

1. この請求書は、年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)と併せて提出してください。
2. 老齢厚生年金の繰上げ請求をする場合、老齢基礎年金の繰上げ請求と併せて行う必要があります。
3. 老齢基礎年金および老齢厚生年金を繰り上げて請求すると、年金は生涯減額されます。このため、受け取る期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合があります。
4. 老齢基礎年金を繰り上げて請求した後は、事後重症などによる障害基礎(厚生)年金の請求はできません。
5. 老齢基礎年金の一部繰上げの請求は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の受給開始前で行うことができません。また、老齢厚生年金の繰上げ請求をする場合は、障害者、長期加入者および坑内員・船員の特例措置に該当する方のみ、一部繰上げ請求が可能です。
6. 老齢基礎年金の全部繰上げ請求をする場合、特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の定額部分(基礎年金相当部分)は支給停止されます。
7. 老齢基礎年金を繰り上げて請求した後は、原則、障害者の特例措置および長期加入者の特例措置を受けることができなくなります。
8. 老齢基礎年金を繰り上げて請求した後は、寡婦年金の請求ができません。また、すでに寡婦年金を受けられている方については、寡婦年金の権利がなくなります。
9. 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金を受ける権利を有する方が、老齢厚生年金の繰上げ請求を希望する場合は、全ての老齢厚生年金の繰上げ請求を併せて行う必要があります。

記入上の注意

※印欄には、記入しないでください。